

山形県公報

令和3年11月30日(火) 第260号

毎週火・金曜日発行

	次
	<i>></i> \

 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止 (庄内総合支庁地域保健福祉課) ○生活保護法による指定医療機関の指定 (地域福祉推進課) ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) ○山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日 (観光復活戦略課) ○道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同) ○県道の供用の開始 (同) 	 出課)・・・同 生課)・・・1180)・・・同)・・・1181)・・・同 路課)・・・同)・・・同)・・・同)・・・同)・・・同 ・・・同 ・・・同 ・・・同
○ 県議会臨時会の閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業者の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止 (庄内総合支庁地域保健福祉課) ○生活保護法による指定医療機関の指定 (地域福祉推進課) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) ○山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日 (観光復活戦略課) ○道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同) ○県道の供用の開始 (同) ○同 (同) ○公共測量の終了の通知 (県土利用政策課) ○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課)	業者の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
指定に係る事業の廃止 (庄内総合支庁地域保健福祉課) ○生活保護法による指定医療機関の指定 (地域福祉推進課) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (観光復活戦略課) ○道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同) ○県道の供用の開始 (同) ○同 (同) ○公共測量の終了の通知 (県土利用政策課) ○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課)	 出課)・・・同 生課)・・・1180)・・・同)・・・1181)・・・同 路課)・・・同)・・・同)・・・同)・・・同)・・・同 ・・・同 ・・・同 ・・・同
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (地域福祉推進課) ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) ○山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日 (観光復活戦略課) ○道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同) ○県道の供用の開始 (同) ○同 (原土利用政策課) ○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課)	性課)・・・・1180)・・・・同)・・・・同 ・・・・1181)・・・・同 体課)・・・同 ・・・・同)・・・・同 ・・・・同 ・・・・同
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) ○山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日 (観光復活戦略課) ○道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同) ○県道の供用の開始 (同) ○同 (同) ○公共測量の終了の通知 (県土利用政策課) ○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課))・・・同)・・・1181)・・・1182答課)・・・同う・・・同)・・・同)・・・1183)・・・同
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) ○山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日 (観光復活戦略課) ○道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同) ○県道の供用の開始 (同) ○同 (同) ○口 (同) ○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課))・・・・同)・・・1181)・・・・同 格課)・・・1182 タ課)・・・同)・・・・同)・・・・同
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) ○山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日 (観光復活戦略課) ○道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同) ○県道の供用の開始 (同) ○同 (同) ○口 (同) ○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課))・・・・1181)・・・・同 格課)・・・1182 多課)・・・同)・・・・同)・・・・同 ・・・・同
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) ○山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日 (観光復活戦略課) ○道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同) ○県道の供用の開始 (同) ○同 (同) ○公共測量の終了の通知 (県土利用政策課) ○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課)) ···· 同 格課)···1182 务課)··· 同)··· 同)··· 1183)··· 同 乗課)··· 同
〇生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) 〇山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日 (観光復活戦略課) 〇道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同)) ○県道の供用の開始 (同)) ○同 (同)) ○公共測量の終了の通知 (県土利用政策課) ○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課)	格課)…1182 第課)… 同)… 同)…1183)… 同 策課)… 同
○山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日 (観光復活戦略課) ○道路の区域の変更 (最上総合支庁建設総務課) ○同 (同) ○同 (同) ○同 (同) ○公共測量の終了の通知 (県土利用政策課) ○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課)	祭課) · · · 同) · · · 同) · · · 1183) · · · 同
○同 (同) ○県道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)···· 同)···1183)··· 同 衆課)··· 同
○県道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)…1183)… 同 我課)… 同
○同 (同) ○公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) … 同
○同 (同) ○公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	策課)… 同
○開発行為に関する工事の完了····································	
4	桑課)… 同
	10000
山形県告示第886号	A PART
地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により令和3年11月29日招集した山形県諸	>県議会臨時会
は、同日閉会した。	
令和3年11月30日	
山形県知事 吉 村 美 栄	
山心水冲事 口 们 天 木	栄 子
	栄 子
山形県告示第887号	
山形県告示第887号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項	
山形県告示第887号	
山形県告示第887号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項	
山形県告示第887号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第25より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。 令和3年11月30日	
山形県告示第887号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第25 より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。 令和3年11月30日 山形県知事 吉 村 美 栄	第2項の規定に
山形県告示第887号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第25より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。 令和3年11月30日 山形県知事 吉 村 美 栄 指定障害福祉サービス事業者の 事業所の名称及び所在地 原告福祉サービス	第2項の規定に
山形県告示第887号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2式より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。 令和3年11月30日 山形県知事 吉 村 美 栄 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 事業所の名称及び所在地 原止年	第2項の規定(
山形県告示第887号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2式より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。 令和3年11月30日 山形県知事 吉 村 美 栄 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人ホールド すまいるらんどA鶴岡 就労継続支援(A) 会和3.	第2項の規定(
山形県告示第887号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2式より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。 令和3年11月30日 山形県知事 吉 村 美 栄 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人ホールド 酒田市東町一丁目20番15号 応用の表現のである。 第3年11月30日 本業所の名称及び所在地 「でいるないでは、「でいるないでは、「でいるないでは、」では、「では、「では、」では、、」では、	第2項の規定に 栄子
山形県告示第887号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第25より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。 令和3年11月30日 山形県知事 吉 村 美 栄 指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人ホールド 酒田市東町一丁目20番15号 特定非営利活動法人ホールド 対定すまいるらんどA 動岡市白山字興野146番地14号 特定非営利活動法人ホールド 対定すまいるらんどA 動団が続き支援(A) 東流・電利活動法人ホールド 対定するための法律(平成17年法律第123号)第46条第255 第46条第255 第466 第466 第466 第466 第466 第466 第466 第4	第2項の規定に 栄子

山形県告示第888号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定医療機関の名称 指定医療機関の所在地	指定年月日
足 立 歯 科 医 院 米沢市金池三丁目2番14号	平成30.10.1
前 田 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク 米沢市金池六丁目8番53	令和 3.10. 1
おやま整形外科クリニック 寒河江市七日町5番1号	同
かえで薬局 ほなみ店 寒河江市七日町3番51号	同
ウエルシア薬局山形天童中店 天童市天童中三丁目1番15号	同
お ぐ に 調 剤 薬 局 西置賜郡小国町大字岩井沢425番地11	同
ア ス モ 前 調 剤 薬 局 西置賜郡小国町大字小国町170番地5	同

山形県告示第889号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出が あった。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

1	指定	医频	療機 [■ の	名 称		指定医療機関の所在地	廃止年月日
١,	ー タ	ルヘ	ルス	クリ	ニッ	ク	南陽市椚塚1180番地 5	平成30. 4. 1
ア	ス	モ	前 調	剤	薬	局	西置賜郡小国町大字小国町170番地5	令和 3. 9.30
お	<"	に	調	剤	薬	局	西置賜郡小国町大字岩井沢425番地11	同

山形県告示第890号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
 開剤薬局ツルハドラッグ酒田 所店	居宅療養管理指導	酒田市こがね町二丁目27番地の3	令和 3.10.7

山形県告示第891号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 居宅介護支援事業所 まごころ 東根市大字羽入277番1 ベルグ123号室
- 2 変更の内容

指定介護機	変更年月日		
変 更 前	変更後	及火十万日	
東根市大字羽入500番 6	東根市大字羽入277番1 ベルグ123号室	令和元. 9. 1	

山形県告示第892号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日	
短期入所生活介護事業所「か つろくの里」	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	新庄市金沢西ノ山3027番10号	令和 3. 8.28	
居宅介護支援事業所「いろり」	居宅介護支援	新庄市住吉町1番12号	同 8.31	
指定居宅介護支援事業所ロー ズむらやま	居宅介護支援	村山市本飯田字柳堤2486番地65	同	
居宅介護支援事業所こはな	居宅介護支援	最上郡戸沢村大字角川1436番地	同	
おぐに調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	西置賜郡小国町大字岩井沢425番地11	同 9.30	

山形県告示第893号

山形県県民の海・プール条例(平成12年3月県条例第26号)第5条第2項の規定により、山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

午前9時から午後9時までとする。ただし、12月5日から3月31日までの日にあっては、午前10時から午後8時までとする。

2 休館日

設けない。ただし、プールの施設及び設備の維持管理のため必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受け て臨時に休館する。

3 適用期間

令和3年12月5日から令和6年3月31日まで

山形県告示第894号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月30日から同年12月14日まで縦覧に供する

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
最上郡鮭川村大字佐渡字佐渡1977番 2 同 937番 2		旧	14.2 メートル く 9.7	390	メートル
同	上	新	66. 0 メートル く 14. 7	同。	Ŀ

山形県告示第895号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月30日から同年12月14日まで縦覧に供する。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤坂真室川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市大字昭和字昭和935番3から 同 1699番まで		旧	43.0 メートル (18.0)	メートル 296
同	上	新	43.0 メートル く 19.0	同上

山形県告示第896号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月30日から同年12月14日まで縦覧に供する。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 真室川鮭川線

2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字川ノ内字水上沢3247番1から

同 3247番13まで

3 供用開始の期日 令和3年12月4日

山形県告示第897号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月30日から同年12月14日まで縦覧に供する

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 真室川鮭川線

2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字川ノ内字栗谷沢205番6から

| 関沢759番4まで

3 供用開始の期日 令和3年12月4日

山形県告示第898号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

鶴岡市由良地内

2 公共測量を実施した期間

令和3年8月16日から同年9月30日まで

3 作業の種類

公共測量(基準点測量)

山形県告示第899号

次の開発行為は、完了した。

令和3年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和3年6月25日 指令村総建第166号

2 開発区域に含まれる地域の名称

村山市大字楯岡字渋田5411番2

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号 株式会社薬王堂

 令和 3 年11 月30 日印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 令和 3 年11 月30 日発行
 発行人
 山
 形
 県

